

JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO
JIDPO

インダストリアル・デザインに関する
契約の条件についてのガイド

インダストリアル・デザインに関する契約の条件についてのガイド

1971 ICSID

D 1971/412/4

序

インダストリアル・デザイナーにかかわる職務は広い範囲の事柄を対象とする。また、雇用の条件の標準的なヒナ型を設定することは不可能である。若し紛争を回避しようとするのならば、着手する作業の全ての面を対象として、契約上の明確な協約をとり決める必要がある。さらに、ある場合には、着手する作業の全容が確められるに至った際に、一及至それ以上の協定をその後追加することを前提として、その作業の初めのいくつかの段階を対象とする予備的な協定が必要となるであろう。著作権若しくはこれに類する諸権利の所有権、計画成果品の引き渡しの時期と場所、支払の方法、などの事項を明瞭な用語によって明確に取りきめることは、絶対に必要である。

法律的に拘束力を有する協定を、口上あるいは書面（例えば、書簡の交換）による略式手続の形で結ぶことも可能であるが、このような非公式な協定は、いかなる業務上の行為についても避けることが強く望まれる。何故ならこのような協定は、経費と時間の空費につながる紛争を余りにもしばしば引き起すからである。著作権、意匠登録ならびに特許権に関して生じる所有権などの事柄が明確かつ十分に規定されるよう、デザイナーは、雇用の契約を締結する前に適切な法律上の助言を求めべきである。

このガイドは、広い範囲に亘って予測される各種の状況に附随する、契約ならびに条項の諸様相の各々について検討を加えるものである。これを以って全てをつくした訳ではないが、価値ある案内として役立つことを期待する。個々の事業は、各々個有の考慮を必要とするであろう。また、工業権に関する法律についての経験を有する事務弁護士の助けを得て、適切なる協定が、設定されることが強く望まれる。このような協定上の条件を決定し正式に締結することは、法律上の出費を必要とし、その出費も高額である。普通とは異なる、あるいは複雑な協定が必要な場合にはことさら高額である。このような事情から、契約当事者は、この出費をどのように分担するかについて予備的な合意に達しておく必要がある。

このガイドの改訂版が時に応じて発行されることが望まれる。また、このガイドが時流に即したものとなり、さらには、現実に起りうるあらゆる種類の事業と状況の要求に応じるより多くの提案が含まれるよう、インダストリアル・デザイン団体国際協議会は、関係各位の御意見を歓迎する。

1970年5月、パリにて

ICSID 職能委員会

序

契約の分析

- 0.1. 契約当事者の身元確認
- 0.2. 業務従事の条件
- 0.3. 作業概要と対象
- 0.4. 無形の権利
- 0.5. 報酬と経費
- 0.6. 責任と義務
- 0.7. その他の規定事項
- 0.8. 契約の修正
- 0.9. 契約の終了

インダストリアル・デザインに関する

契約の条件についてのガイド

契約とは、権利を設定しかつ義務を創り出す目的によって、2及至数人の者の間に存する協約若しくは協定である。

成文契約とは、このような権利と義務とをみずから創り出そうとする調印人の意志を立証する証書である。

成文契約は、契約当事者が、関連のある公法に拠りつつ従うことに同意した規則となる。

デザイナーとプロデューサー

デザイナーとプロデューサーとの間の関係においては、契約は、その関係の定義となるところの3つの形をとることができる。

1. 労働契約

(雇用人と被雇用人との間の関係)

2. 無形の権利ならびに工業的財産の譲渡の契約

(例：工業的財産 — 特許権、商標等 — の売却、若しくは権利の借り上げ)

3. 業務の借り上げの契約

(特定の契約に基いて費された時間或いは提供された業務を基準とするデザイナーとプロデューサーとの間の関係)

注. 第2項と第3項の形式は、組み合わせることができる。

デザイナーとプロデューサーとの間の関係の定義は、従って、関係当事者が互に何を望むかを記述したものである。それには、成果の達成のために用いられるべき手段、ならびに、計画目的に至るための作業、引き渡しおよび適切なる支払いのそれぞれについての条件、が記述されなければならない。

権利と義務とは、相互に負う責任、行為（無形の権利）の結果の所有権、成果の場所と手段、支払いの形態、のそれぞれについて強調されなければならない。

脚注：

権利と義務の記述は、契約に次のような性格を与えるであろう。

1. synallagmaticな契約（両当事者間の互恵義務）
2. 義務負担つき契約（支払いを条件として作業を行なうデザイナー）
3. 交換的若しくは偶然的要素のある契約（その契約が解消できないか否かについての規定が、現実化の段階で変更されるかどうかによって決まる。）
4. 主であるか従であるか（その契約が元となるものであり出発点となる証書であるか、あるいは、それ以前の別の協約を補足するものであるかの別）

極めて多くの場合、契約調印の時点では、契約当事者は必ずしも彼等の関係の結果を確信している訳ではない。また、作業の途上において、当初予測されなかった事情に自分達を適応させるため、いくつかの条項を変更せざるをえないことがある。

法律面から見た契約

各国は、別個に法を制定し異なる規則に従っている。また、無形の権利の如き根本的な観念は、非常に多くの場合、国の違いによって互に矛盾する。国によっては、契約が、義務づけられている。或いは、丁度著作権をプロデューサーが設定しようとする場合にみられるように、取り決めの結果が後になって確かなものでなければならない場合に、契約が強制化されている。

各国に共通していえることは、法律的に有効であろうとするならば、契約が次の条件に合致しなければならないことである。

- a. 関係当事者全ての同意を得ること。
- b. 契約当事者がその契約に関する権能を持つこと。
- c. その契約が明確な目的を持つこと。
- d. その契約が法律の認める処理事項を持つこと。
- e. 契約中には、他の当事者に不利益をもたらすことによって一方の当事者のみが利益を受けかねない条項の使用を避けること。

現在の法律上の傾向としては、契約に明確化された終了期限を与える方向にある。

デザイナーの職務の性格は、仕事により、また、デザイナーにより、大きく異なることがある。従って、すべての場合を対象とするような一つの契約様式を作ることは不可能であり、そのことが、一つ一つの契約が調印者各々の権利、義務ならびに負担を記述することにより、契約当事者間の関係において各々個有の事項をきわめて明瞭に表現している理由である。契約は、これらの規則を守ることにより、不必要な協議と紛争とを回避すべきであり、また、調停を行わなければならない時に、解決がより容易になるのである。

デザイナーとプロデューサーとの間の関係から生じる可能性のある一切の詳細を明らかにすることは実際的でない。

デザイナーは、あまりにも長い内容、あるいは、非現実的な見解を含むものは、まずなによりもプロデューサーに受け入れられないであろうことを、念頭におくべきである。紛争が発生した場合、調停者は、例外なく一切の不合理的な項目を問題の外にしようとするものである。

詳細にわたる契約を起案しようとする事実が、きわめて多くの場合、それ自体一つの作業とみなされうるものが、強調されなければならない。仕様書あるいは計画表としての方がふさわしい契約は、別個に報酬の対象とすることもできる。非常に大きな、あるいはこみ入った処理事項がある場合には、法律関係の助言者、あるいは職能団体に相談すべきである。

書面契約の段階に至る前に、デザイナーは、正式に業務を依頼されないままの状態、作業概要書のために多大の時間を費さなければならないかもしれない。従って、最初の会合の終了後なるべく早急に、雇用の条件を明瞭に記した書簡をプロデューサーに送付するとともに、デザイナー職能団体の業務従事条件規定がある場合にはそれを同時に送付することが賢明である。

契約の分析

ここで行う検討では、デザイナーとプロデューサーとの間の関係が如何なる形態をとろうとも起りうる諸条件の項目が総合的に列挙されている。契約は、取り扱う問題の性格によって定形化されることもあり、また、変更の可能性のある種々の要素とか条項をつなぎあわせることによって成立つこともある。これらの条項は、3種類の次にかかげる相異なる様式のいずれかにならうことになる。

- a. 如何なる形式の契約にも共通し、従って一般条件規定の様式をとることができ、あるいは、職能団体によって発行されるべき契約標準ひな型の内容となりうる定形化された条項。
- b. 契約に応じて変化する可能性があり、各々の契約の中で特別に規定されるべき、不確定あるいは偶発的な条項。
- c. ある定まった一つの要素あるいは観念に基いて定形化された条項のセットの中から選び出され、かつ、その時の事情に適するよう変更されることにより新しい内容をもつことになる要調整条項。このセットは、職能団体により発行される刊行物あるいは勧告書の形で用意することができる。

章の分け方

条項は全て、次のような概念の群に分けて列挙される。

0. 1. 契約当事者の身元確認
0. 2. 業務従事条件
0. 3. 作業概要と対象
0. 4. 無形の権利
0. 5. 報酬と経費
0. 6. 責任と負担
0. 7. その他の規定事項
0. 8. 契約の修正
0. 9. 契約の終了

0.1. 契約当事者の身元確認

いかなる契約についても、契約当事者を定義することは絶対に必要である。また、契約を承認あるいは調印する者が必ずしも交渉に当たった者でなくともよいことを、双方の当事者は、念頭におかなければならない。プロデューサー側の経営責任者は、デザイナーの活動する分野については比較的なじみ薄いことが多く、従ってデザイナーが果しうる貢献の度合についても不案内である場合が多いことをデザイナーは知っておくべきである。従って、デザイナーは、委嘱された業務がどのように進行することになるかについて、でき得る限りはっきりとした予測をたてておかなければならない。

規模の大きい団体あるいは部門の多い団体を相手とする場合には、プロデューサーとして調印する人間が企業の適切な代表者であることを、デザイナーは、確認しなければならない。特に、国際企業を相手とする場合、このことは重要である。

0.1.1. プロデューサーの身元確認

(個人、企業の別。本店、支店の別) 通常の業務分野および権能。

プロデューサーの責任と義務の限界、調印する者の身分と職務、あるいは関係当事者の一方として契約に調印する資格、についてたしかめることが大切である。

0.1.2. デザイナーの身元確認

(個人、共同経営、法人組織の別) 専門分野を概説的に記述すると共に、契約の目的との特定の関連性を述べよ。

0.1.1にある調印者に関する同じ事項がデザイナーについても適用できる。デザイナーは、所属する職能団体への密接の度合を明らかにしなければならない。従って、この職能団体の規則を認めることは、契約の拘束条件となる。(0.2.1.参照)

0.1.3. 所在地の確定

契約当事者の所在地の確定は、紛争の場合、いずれの法規を適用すべきであるかを決定する上で重要である。(契約の終了参照) 支払いを受けることになる旅費額を説明するため、業務遂行の場所も、明瞭に定義すべきである。

0.1.4. 定義

契約の起案に用いられる用語は、契約当事者の全てが熟知したものではないことがあり、このことは、誤解につながることもある。従って、これらの用語の意味を明確にすることになる定義集を作成することが賢明である。

0.2. 業務従事者の条件

デザイナーとその顧客とは、各々、インダストリアル・デザイン団体国際協議会により発行され、かつこの協定の日付の時点において最新版である「職能行為に関する規約」を読み、熟知していなければならない。この「規約」は、デザイナーがそれにより拘束される旨拘束するものであり、プロデューサーは、デザイナーがそれにより拘束されることに同意する。

0.2.1. 共同作業の性格

- a. 業務の領域
- b. デザイナーが行なう業務の受入れ条件
- c. デザイナーの任務の限度

0.2.2. 独占問題

- a. デザイナーの業務の互恵的独占権
- b. デザイナーの業務の独占性
- c. デザイナーの業務の限定
- d. 作業開始時における業務の二重性
- e. 作業の途上における業務の二重性

0.3. 作業の概要と対象

デザイナーが採用する方法はデザイナーごとに異っており、作業にともなう進展段階あるいは時間について詳細な規定を、明らかにしておくべきではない。特に、支払いが、一括払い、比例払いの形で、あるいは使用権協定による場合、このことは重要である。しかしながら、計画表の性格、義務にともなう作業量、割り当てられた時間に基づく計画作業をたしかめる上に助けとすべき一例として、次にかかげる予定項目が挙げられる。

0.3.1. 計画表の性格

その目的と概要

- a. 文書の作成 — 技術ならびに商業面からみた資料
- b. 作成された文書の所有権
- c. プロデューサーによって準備されるべき資料
- d. 収集すべき他の資料

0.3.2. デザイン業務の展開

- a. デザイナーによって調整されるべき具体的要素：口頭、もしくは文書による報告書、概略図、配置図、平面図、各種図面、透視図、レンダー図、概略模型、縮小模型、実施図面、工作図、工作機械計画、プロトタイプ
：共同作業：会合、生産面での相談、市場調査。

b. 仕様書、価格見積書、調査、図表、集計資料、彩色図表、素材選定、色彩、その他、の監理。(事業に関する各種の問題点および解決法が特記されることになろう。)

0.3.3. 相談業務

一般的助言、指導、警告、意見、その他。デザイナーの職務の限界。模型、プロトタイプ、工作機械計画、構造計算、技術仕様書、特殊技術、文書による報告書、経費積算書、生産に関する介入、市場調査、特許権取得、その他。

0.3.4. 費される時間に関する段階設定と最終的な評価

分析

a. 予備的研究と調査	時間	%	金額
-------------	----	---	----

総合

b. 報告書、会合および研究の解説	時間	%	金額
-------------------	----	---	----

基本設計

c. 新規事業の一般的な特徴を規定する概略図、模型および一般配置図。	時間	%	金額
------------------------------------	----	---	----

評価

d. 会合、報告書、方法の検討、価値評価、資料。	時間	%	金額
--------------------------	----	---	----

修正

e. 概略図、模型および配置図。	時間	%	金額
------------------	----	---	----

デザイナーは、プロデューサー側の技術担当者が、プロデューサー自身の基準と作業方法に基いて製作、技術あるいは現寸の図面を制作するのを指導する上に必要とされることのあるような詳細図面を調製するのが普通である。

展開

f. 模型を発展させあるいは制作するための設計および全般的な指示。全般的な技術上の指摘を含む。	時間	%	金額
---	----	---	----

f.1.プロトタイプの実施詳細と仕様書の制作。	時間	%	金額
-------------------------	----	---	----

f.2.プロトタイプ製作への介入。	時間	%	金額
-------------------	----	---	----

f.3.査定と原価計算。	時間	%	金額
--------------	----	---	----

f.4.生産仕様書の管理。	時間	%	金額
---------------	----	---	----

生産

g. 生産詳細への介入、生産計画の機械設置の監理。	時間	%	金額
---------------------------	----	---	----

h. 生産システムの検査	時間	%	金額
--------------	----	---	----

i. 生産に引き続く相談(品質管理)	時間	%	金額
--------------------	----	---	----

合計:	時間	%	金額
-----	----	---	----

0.3.5.

- a. 流通、製品あるいは販売業務の市場調査への特例的な介入。(企業イメージ、包装、事務用品、展示会、陳列、ポイント・オブ・セールス・エイズ、流通設備、その他)
- b. 特殊な相談業務、作業の性格、ならびに支払いの様式。

0.3.6.

- a. 契約期間の継続

0.3.7.

- a. プロデューサーの社内の経営担当者とデザイナーの間関係の定義。
- b. プロデューサーの社内担当者の介入。
- c. 外部のコンサルタントの介入。

0.4. 無形の権利

デザイナーの活動は、通常の場合、模型、形、色彩、機械装置、その他、に具体化されることになる新しい考案を生み出すべきである。これらの概念は、全て所有権の対象となる。従って、権利を生む。解決の方法の性格に応じて各種の保護手段が存在しており、また、多くの国では、この問題を3つの主要な群に分類している。

1. 考案の特許権

通常かなり技術的な性質のものであり、一般に具体的な目的を充足する。(これは、工業的財産の一例である。)

2. 意匠権

美的な性質のものであり、愉しみを与える効果、人間としての欲求ならびに満足に関係する。

3. 商標

4. 著作権

注. 国によっては、実用品および美的形態の双方について保護を付すであろう。

二番目に挙げた形の権利は、デザイナーの作業にあっては、他の権利より多くとり上げられるであろう。契約当事者は、最初から、双方共、この種の財産の所有権をどのように扱うかについて同意に達しておかなければならない。

プロデューサーとデザイナーとの間の関係が始まる以前にデザイナーの考案あるいは概念が存在している場合には、契約は権利の単なる譲渡となり、従って、特許の複製の使用の免許として処理することができる。

いくつかの国の法律は、原作者の権利について、2つの大きな権利系統を各々別のものとして考えている。

1. 所有の権利

2. 行使の権利

現実問題としては、所有の権利は一般的に原作者に固有のものであり、一方、行使の権利は、譲渡することができる

ものである。

0.4.1. 特許権の所有権

- a. 特許権の所有権は、通常、プロデューサーが自己の費用によって登記すればそのプロデューサーに属する。しかし、欧州のいくつかの国においては、所有権は、プロデューサーと創作者との間で共有されることができ。合衆国においては、共有は認められていない。
- b. 先例の調査
経費は、通常、プロデューサーが負担する。
- c. 補正
- d. 国内および外国の保護申請

0.4.2.

- a. 意匠登録の所有権
- b. 先例の調査
- c. 国内および外国の保護申請

0.4.3.

- a. 商標
商標は、二次元でも三次元でもさしつかえない。従って、物品若しくは包装そのものとなることができる。また、物品若しくは包装は、それ自体で商標として登録されうる。
複製についての一切の権利は、通常、プロデューサーに属する。このことは、創作者があらかじめ予測できない使用法を含む無制限な使用の権利をプロデューサーに与える。
- b. 先例の調査
- c. 国内および外国の保護申請

0.4.4. 介入

特許権、デザイン又は商標、若しくは著作権がプロデューサーの所有に帰した場合、デザイナーは、求められた際には、登録申請手続に介入するものとする。その経費は、プロデューサーが負担するものとする。

0.4.5.A. 著作権、著作権

法律制度によっては、デザイナーは、登録を一切行わないでも保護を受けることができる。但し、その場合、先例を確立していることを証明できなければならない、という唯一つの義務を負う。

0.4.5.B. 所有の権利

- a. 複製の権利の譲渡またプロデューサーに所有の権利を付与しない。その逆もまた同様である。
- b. デザイナーの作品は、その同意を得ることなしには、何人によっても変更、改変、補正あるいは改作されないものとする。

- c. デザイナーが同意した場合、改変、補正あるいは改作が行われることができる。但し、その同意が書面によって得られることが必要であり、また、デザイナーは、かかる行為を検査し承認する権利を留保する。
- d. 別途同意ない限り、最初の基本的な模型と図面類は、デザイナーの所有権として残る。また、これらは、それらが当初そのために発注された目的以外の目的のために使われてはならない。

0.4.6. 複製の権利

- a. 複製の権利は、製品の数量、期限、製品の様式ならびに製造国のいずれによっても制限されることができる。特に明記されていない一切の権利は、デザイナーの所有権として残る。
- b. プロデューサーは、デザイナーの同意なしに第三者に複製の権利を譲渡してはならない。但し、この譲渡が、企業若しくはその部門の所有権の譲渡に伴って行われる場合は、この限りではない。
- c. 応用の領域への権利の使用法あるいは最初に意図された使用法への拡張は、特別な協定の扱うところとならなければならない。

0.4.7. 署名および表示

- a. デザイナーは、その創作した作品若しくは作品の部分に署名し、あるいは同様にその著作権を主張する権利を与えられるものとする。創作物の彼の分担分が共同作業団の他の構成員の尽力の結果から分離できない場合には、作品は、署名されないままでもよく、あるいは、共同原作者間の協定若しくはプロデューサーが署名および表示を如何に取り扱うか規定してもよい。
- b. プロデューサーは、デザイナーがデザインした品物若しくは彼が従事した業務の周知をはかるために、そのデザイナーの氏名を利用することができる。但し、その利用は、デザイナーとしての職業の地位にふさわしい方法によってのみ行うものとする。プロデューサーは、いずれの場合にも、事業に基づかない生産のためにデザイナーの氏名を利用することを認められないものとし、また、デザイナーの氏名を利用する際には、その同意を得なければならない。
- c. デザイナーは、その同意なしに改変された製品のために自己の氏名がプロデューサーによって利用されるのを認めてはならない。

0.4.8. 著作権のおよばない事項（公正を欠く競争）

0.4.9.A. デザイナーに帰属する所有権

- a. 受領を拒否された計画
支払いを受けたにもかかわらず受領を拒否され若しくは取り消しを受けた場合には、一切の所有権はデザイナーに属し、概略図、図面類および模型は、その財産として残る。
- b. 使用されなかった計画
別途定めない限り、使用権による算定に拠ることがきめられてありながらもプロデューサーが使用しなかった一切のデザインは、デザイナーに帰属する。

0.4.9.B. 権利の使用

- a. プロデューサーは、デザイナーに報酬およびそれに付随する経費の一切を支払った後に、その計画にもとづいて権利を使用する資格を与えられることになる。

0.4.9.C. 権利の独占

独占の権利に関する制限は、特許権等の免許のいくつかの領域においては制約されることができる。

0.5. 報酬と経費

デザイナーの報酬は、2つの大きな基礎によって計算されることができる。

1. 作業とそれに伴って支出された原価に対する支払。
2. デザイナーによって創り出された創作物の成功度に関連する支払。

双方の方法は、幾通りかの方式によって組み合わせることができる。そのうち、最も普通のもは、次のとおりである。

1. a. 一括払いあるいは定額報酬
- b. 最終的な製品若しくは製品シリーズの価値の百分率に比例させ、かつ、取り扱われる数量を考慮にいれた一括払い
- c. 一括払いプラス使用权
- d. 原価プラス経費
- e. 最低報酬保証
- f. 定額月ぎめ料金
- g. 時間ぎめ報酬
- h. 週、月若しくは年による依頼料(予約)
2. a. 生産量に比例する百分率の要素による使用权。

これらの各種の算定様式を組み合わせることができる。

報酬の算定様式は、業務従事者の条件ならびに契約の目的に関係する。契約の性格が単なる譲渡となる傾向があるか否かを定めることが絶対必要である。これは重要な意味をもつことがある。国によっては、業務の提供を受けることについて直接の課税(および附加価値税、販売税、営業期出来高税、その他)を新設しているからである。税金は、また、支払いの時点で直接あるいは間接に課せられることがあり、デザイナーが受け取るべき正味金額を小さくするのである。

他方、Berne会議の後幾分拡大された出版の契約(著作権)は、課税から全くのがれることができることがある。古くからのラテン法体系の基本的な規則は、物的な体をもたない非物質的な動産(無形の財産、発明、考案、その他等)には、税の課しようがないということである。

報酬の支払の方法が契約の性格に影響することがあるということが念頭におかれるべきである。

0.5.1. 一括払いあるいは定額報酬

- a. これは、既に存在する計画若しくはデザインの、譲渡あるいは売却に適した報酬の様式である。この種の報

酬は、算定が、極めて多くの場合、任意あるにしても、通常プロデューサーには好まれる。また、同じような製品の何回かの繰り返しと経験がない限り、報酬の尺度を設定することは、非常に難しい。

b. 生産の原価に比例する一括払い。

これは、元来建築家報酬に関する算定様式であり、展示小間あるいはディスプレイなどの特別の分野、また一般的には、大量に製造されることのないような製品の全て、の場合に実質的である。

この方式が重要な工業的生産に適用される際には、その算定様式は通常次のとおりである。

P = 小売価格若しくは、場合によっては卸値。

S = 生産計画の中で想定される品目の量。但し、最低量を定めておく。

$$P \times S = C$$

生産総金額。算定の結果は、最後には、一括払いとならねばならない。

c. 一括払いプラス使用権

この場合には、一括払いは、通常、デザイナーの作業の原価格と考えられる。使用権は、通常段階を追って支払われ、生産の開始から支払いが開始される。従って、デザイナーが最初の支払いを受けるまでにある程度の時間が経過することがある。

0. 5. 2. A. 使用権

使用権は、間接課税（販売税あるいは購売税）が物品に適用される以前の製造者価格若しくは小売価格のいずれかを基とする。

前述のように、デザイナーの作業に伴って支出された原価を補填するために前渡報酬の請求が行われることがある（一括払い）。この方式によって支払われる報酬は、将来あるべき使用権の範囲外として支払われるものであり、使用権に対する実際の支払いは、当然支払われるべき使用権が既に支払われた一括払いの総金額を越えた後にのみ支払い開始されるものとする。

販売された数量あるいは販売期間の長さが幾分なりとも不確実である場合には、経費は別個に請求されなければならない。使用権契約が一及至二以上の国をも対象とすることがあること、何年にもわたって効力を持つことができること、の2点は留意されなければならない。また、このことは明瞭に記されなければならない。さらに、プロデューサーは、最低販売量を保証しなければならない。プロデューサーが免許を他の製造者に売却する場合には、デザイナーは、追加生産に伴う使用権ならびに同じ条件による使用権に関する使用権を受ける権利があるものとする。

使用権に関しては、デザイナーは、事業の成功あるいは失敗の冒険を共にしている。料率は、デザイナーが自分自身を自身の力の及ばない要素にゆだねることにかんがみ、行われる冒険に応じて調節されなければならない。

0. 5. 2. B. 使用権若しくは比例一括払いの場合の製作者の販売に関する管理

プロデューサーは、デザイナーの要求ある場合若しくは定められた日時に、デザイナー若しくはその任命する代理人（例：監査役若しくは特許権代理人）に対し、そのデザイナーにより創り出された品目の生産された数量若しくは販売された数量の価値を彼に評価させうるに必要な会計書類の一切を、呈示しなければならないものとする。

0.5.3.A. 原価プラス経費

デザイナーの業務運営原価を基礎として算定される報酬は、次の要素を考慮に入れるものとする。

- a. 任務のために費された時間を基準として説明されるデザイナーとその業務補助者の給料支払簿上の原価。
- b. デザイナーの一般経常費のうち、任務に関して請求される給料支払簿上の原価に対応する部分。この請求は、作業の性格に関連づけるものとする。
- c. デザイナーの利益は、通常、デザイナーの原価（授権資本金、企業としての危険負担および上記(a)による俸給の一部、ならびに上記(b)による一般経常費）の百分率により算定される。

0.5.3.B. 最低報酬保証

この種の協定による際は、契約期間中に予測される作業量を金額に換算してプロデューサーとデザイナーが算定する。プロデューサーは、独占権と絶え間なく利用できることと引き換えに契約期間中この金額をデザイナーに対し保証する。作業の見込量が具体的に予測できない場合には、プロデューサーは、遂行された作業の価値と保証された契約金額との差額を契約年の最後にデザイナーに対し支払うことを保証する。作業が同意をみた保証量を越える場合には、デザイナーは、遂行した仕事の一切に対する代償を得るため、保証された契約金額を越えて追加の支払いを受ける。

0.5.3.C. 定額月ぎめ料金

顧客が契約期間中にその提供を受ける作業の予測に基いて、定額月ぎめ料金を想定年間価値の十二分の一の額が、両者合意の上決定される。この金額による支払を要求して送り状が毎月提出される。遂行された実際の作業と受取済の支払額との間の差額を表示する会計帳簿が作成される。会計帳簿の状態は、四半期毎に検査され、また調整が行われる。

この種の協定を結ぶプロデューサーの意図は、条件によってはその年度中に作業量の変更をする柔軟性は認めつつも、その年のデザイン業務についての一般予算限度を設定することである。

作業に関する最低保証は、稀にしか与えられない。デザイナーは、彼が確得する見込みのある作業量が、彼が絶え間なく利用に供されること、ならびに、普通は独占的な業務につくことの約束を立証するものであるかを判断しなければならない。

0.5.4.A. 時間ぎめ報酬

この種の支払方法は、デザイナーがコンサルタントとして相談を受ける際、ならびに、決定に至らない注文に際して用いられる。

- a. 工業、商業若しくは経済の立場からの調査。生産方法、構造問題、統計資料、調査、その他。
- b. 新しい生産方法あるいは生産工程、作業周期、一般的測定法などを試験する実験的作業。
- c. 作業の合理的編成の研究。
- d. 仲裁人、審査会構成員の行為。
- e. 講演、会議ならびに口頭および書面による一切の連絡・通信。
- f. 主たる契約に含まれていないにもかかわらず、発注を受けた業務の成功を確実にするために遂行されなければならない一切の種類の作業。

g. 他のデザイナーに代って行う作業の完成。事業が、不在、疾病、死亡若しくは紛争の理由によって放棄された時。

日数契約作業および時間ぎめ料率は、決められた作業について0.5.6.に基いて明白に計算される俸給原価、經常費、その他を含む。

次の各項について時間当り若しくは一日当りの料率を別々に記さなければならない。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. デザイナーまたはその共同経営者 | 一日当、時間当 |
| 2. 主任デザイナー | 一日当、時間当 |
| 3. アシスタント | 一日当、時間当 |
| 4. ドラフトマンおよび事務職員 | 一日当、時間当 |

これらの数字は、作業の複雑さ、デザイナーの名声および一切の超過作業ならびに緊急性に影響される。

0.5.4.B. 事務所の外で費された時間ならびに旅行時間

時間を基準とする作業については、その度毎に、半日を最低として費用が請求されるものとする。

0.5.5. 依頼料(予約)

この方式の場合、なんら特定の製品が対象として定められなくてよいが、時により、作業の種類のみが決められる。

プロデューサーとデザイナーの関係は、顧客がデザイナーから業務の提供を受ける権利をもつ期間に基礎をおく。これは、デザイナーによって費された実際の時間を根拠とするのではなく、デザイナーがプロデューサーの意志にゆだねられている期間を根拠とする。この期間中に、特定の物品をデザインする必要が生じた場合には、その支払は、別個の契約の扱うところとする。

0.5.6. 経費

契約中に言及された經常費に含まれない次の経費は、原価にて支払いを受ける。

1. 旅費
2. 宿泊および現金で支払った費用
3. 長距離電話
4. 植字原価
5. 主たる契約に含まれない写真の複製と焼付
6. 器械と道具の購入
7. 模型の費用
8. 材料の試験と分析
9. 翻訳の費用

0.5.7.A. 計画に基づく支払い

いかなる支払いも送り状受領後直ちに実施されるものとする。使用権の場合には、あらかじめ定められた日時若しくは同意された数量の製品が達成された時とする。支払いは、同意をみた報酬様式に従い、段階別実施されることのできる。

- a. 一括払いは、通常 0.3.D 項に記述された規定に従い、一及至数段階に分けて実施されることのできる。
- b. 比例一括払い — 一括払いと同じ規則に従う。
- c. 一括払いプラス使用権 — 0.5.1.C 項参照のこと。
- d. 原価プラス経費 — 通常週単位または月単位の取決めに基く。
- e. 最低報酬保証 — 月ぎめ支払いと年単位の調整。
- f. 定額月ぎめ料金 — 月ぎめ支払いと四半期毎の調整。
- g. 要求に応じて支払われる時間ぎめ報酬。
- h. 経費 — 即金払いとする。

0.5.7.B. (分割払いの)頭金

デザイナーは、作業の重要さに比例する前渡支払金を製作者から受けるものとする。このことは、契約の調印の際に規定されるか、協定の時に先立って書簡によって規定される。

0.5.8.

- a. 支払いの場所
- b. 支払いの不履行
- c. 違約金

0.5.9. 税

- a. 業務税、購売税、付加価値税あるいは使用権に関する税、など業務の依頼に付随する一切の間接税は、製作者によりその全額が支払われるものとする。これらがデザイナーによって前以って支払われた場合には、プロデューサーからデザイナーに対し直ちに戻入されるものとする。
- b. 国によっては、デザイナーの作業に対する所得税は源泉徴収され、プロデューサーによって納入されねばならず、従ってデザイナーの報酬から差引かれる結果となる。この源泉徴収分がデザイナーの自己の所得税の上で回収できない性格のものである場合には、この差額は製作者によって必ず負担されるものとする。

0.6. 責任と義務

責任の限度と責任の種類目録。

デザイナーの職務は、与えられた問題に対して、割り当てられた時間の内に彼が思いつくことのできる最善の解決を提供することである。デザイナーは、市場および技術に関し必要とする資料をプロデューサーから受けるものとし、その資料は、職業上の行為についての規則ならびに法規に基き秘密事項として扱うものとする。

プロデューサーは、デザインのうち彼が所有する工業技術に関連する面について責任がある。

時間の損失、金銭の浪費その他の起りうる結末を考慮して、双方の契約当事者とも、共通するデザイン上の成果について、考えられるかぎり最良の共同作業団を編成することが望ましい。デザイナーならばどのような問題をも解決できると信じることは、プロデューサーにとって賢明でない。また、デザイナーにとっては、十分に資格をそなえていない任務を引き受けることは、思い上がったというべきでもあり、また、危険でさえもある。デザイン契約の責任に応じる前に任務をあらゆる角度から注意深く検討しなければならない。

0.6.1. 顧客の社内の技術陣若しくは専門職員あるいは外部のコンサルタントの共同作業

- a. 契約の目的の成就のためには、プロデューサー側の技術陣若しくは専門職員の無料かつ束縛なしの共同作業がデザイナーに認められると解釈される。
- b. 作業の途上でデザイナーが特殊なコンサルタントを要請することを必要と考えた場合には、デザイナーは、プロデューサーの同意のもとにそのようにする権利をもつものとする。プロデューサーは、かかる共同作業の実費を負担するものとする。
- c. 種類を問わず失敗の危険性に対して事業を保護するに必要とするために求められた助力あるいは資料の提供をプロデューサーが拒否した場合には、デザイナーは、責任を解除され、契約を終了し、適切なる報酬と経費の支払いを受ける権利をもつものとする。

0.6.2. 責任の範囲

- a. デザイナーは、その職業に属する注意と的確さを知らないこと、あるいは引き受けた特定の任務に関連する職業上の熟練を欠くこと、のために発注したことが示されるような損害についてのみ責任がある。
- b. 自己の分野において非常にしばしば専門家であるようなプロデューサーは、彼が予測できたであろう事故について、そのデザイナーに損害の責任を求めることはできない。プロデューサーが、誤ったあるいは不十分な資料若しくは指示を与えていた場合、如何なる損害の責任も求めることはできない。
- c. デザイナーは、仕事に関連して彼の同意なしにプロデューサーがとった措置によって引き起された損害について責任はない。
- d. 新しく創り出されたデザインが、現存するなんらかの著作権若しくは登録済意匠を犯さないであろうとは保証されることはできない。一方、デザインを実際に移すことは、デザイナーが知識のうちにもたない特許権を多分に犯すことはありうる。デザイナーは、彼が知っているいかなるデザインをも模倣あるいは 窃することがないことを約束する。デザイナーは、また、いかなる場合にも、彼のデザインの使用から生じるかもしれないあらゆる種類の著作権の侵害にも責任を負うものでなく、また、デザインを具体化した品物の製造、販売あるいは使用から生じるかもしれない一切の特許の権利の侵害にも責任を負うものではない。

0.7 その他の規定事項

0.7.1. 取扱いの慎重さ

プロデューサーとデザイナーの双方を守るため、両者の共同作業の存在、過程および結果は、別途相互に協定されない限り、プロデューサーによって公表されるまで秘密の扱いを受けなければならない。

0.7.2. 独占性の限度

デザイナーにある一つのデザインを依頼することは、占有の協定を構成する訳ではない。この場合、デザイナーは、別途その旨が特に協定されていない限り、他の者のために同種類の製品をデザインする注文を受けることにはばまれない。

0.7.3. 生産の基準

デザイナーは、彼の作品の満足すべき複製が最も適切なる方式によって行われることを当然のこととして要求する権利を与えられるものとする。

0.7.4. 代価なしの供試品と写真

- a. デザイナーは、製品の性格が許すかぎり、彼がデザインした品目を、協定された数量、料金を支払うことなしに受ける権利があるものとする。
- b. デザイナーにとって、彼がデザインした製品の見本を手にすることが不可能であるような性格の作品の場合には、協定された寸法と枚数の白黒写真陰画及至は天然色フィルムを、料金を支払うことなしに受ける権利があるものとする。
- c. デザイナーが受けとった供試用複写あるいは見本は、周知の目的ならびに彼自身の作成する文書に利用することができる。

0.7.5. 契約の開始

契約は、実際の作業が関係当事者によって協定された計画に従い後になってから始まることになっても、調印の日の日付から有効である。

0.7.6. 譲渡の禁止

プロデューサーは、デザイナーの事前の同意を得ずに、この協定若しくは免許によって認められた利益を譲渡してはならない。但し、その顧客の誠意ある再現の部分として行われる場合は除く。また、デザイナーによるいかなる同意にもかかわらず、譲受人が、この協定によってプロデューサーに課せられた義務について enter into covenants しない限り、いかなる譲渡は効力をもたない。

0.8. 契約の修正

修正を望む場合、あるいは、次の各項のいずれかについて変化が起り若しくは起ることが必須となる旨が明白になった場合には、契約当事者の双方は、修正を必要とする条件若しくは条項を検討し協議するため、できうれば書簡によって、互に連絡をとらねばならない。

- a. プロデューサー若しくはデザイナーの資格の修正、合併、分解、個人から法人資格への修正、いずれかの契約当事者の死亡、事故若しくは疾病。
- b. 共同作業の様式

業務の分野の拡大若しくは制限。業務の借り上げから権利の譲渡へ、若しくはその逆、など契約の背景の変更。

- c. 計画表の対象若しくは性格の介入の目的、手段と作業段階、拡大の対象として挙げられていなかった相談の業務。生産事業若しくは技術介入の期間の変更、放棄若しくは延引。
- d. 所有権の性格
権利の様式、若しくはこの種の権利の所有。
- e. 支払いの方法
(比例方式の有無にかかわらず)一括払い。使用権、原価プラス経費。時間ごめ報酬。依頼料。結果に伴う経費にして予測しがたいものの一切。
- f. 契約中に含まれているとしないにかかわらず、契約当事者の意志若しくは外部の事件によって、修正され若しくは前もって予期できない状態で発生する一切の条件。

協定が既に成立している場合には、(新たに)協定される修正は、新しい契約の対象若しくは補正(補遺若しくは付随契約)の対象のいずれかとなるものとする。いずれの場合にも書面にて定めるを要する。これらの書類の写しは、その関係する初めの書類と共に、契約当事者の双方により保管されねばならない。

0.8.1. デザイナーによる任務の不履行

- a. 依頼された作業が、災難、事故若しくはこれに類する理由などの不可抗力の原因により遂行されえない場合には、プロデューサーによる支払いは、計画表中既に実現をみた段階の時点で中止される。
- b. その他一切の状況においては、著しい怠慢若しくは明らかな無能力以外の理由によってデザイナーが自身の都合のために作業を放棄した場合、あるいはデザイナーが0.6章の規定に責任をもたない場合、プロデューサーに対し負う補償額は、それまでに支払われた報酬額を超えないものとする。

0.8.2. 顧客による契約条件の不履行

プロデューサーの決定により事業が放棄若しくは延引された場合、またはデザイナーの業務が廃された場合には、対象に関する項目中に規定段階に従い、デザイナーは、“quantum meruit”方式による支払いを受けるものとする。デザイナーは、履行の途上にある段階に関する全額の支払いを受ける資格をもつものとする。デザイナーは、また、契約の価値に対して前以って定められた百分率を以って補償金を受けるものとする。この定めはプロデューサー自身の自由意志によってひきおこされた作業の条件のいかなる変更にも適用される。

0.8.3. 延期若しくは延引

規定された時間を超えて延期若しくは延引されたいかなる契約も放棄されたものとみなされ、いかなる事業に伴う財産も、通常、報酬の方式に基いて、デザイナーに残るものとする。プロデューサーによって行われた一切の支払いは、補償金として考えられる。規定された時期以後に関係が再開される場合には、新しい契約が結ばれなければならないものとする。

0.8.4. 報酬の支払いの不履行

協定された時間内に報酬が支払われず、また、書留書状に対して10日間を超えても満足すべき回答が得られない場合には、デザイナーは、損害に対する彼の請求権にもかかわらず、契約を終了する権利をもつものとする。

0.9. 契約の終了

0.9.1. 契約の正常な終了

- a. 時期
- b. 方法
- c. 契約が年間方式（依頼料）に基づく場合には、契約当事者のいずれかによって、必要とされる期間の改訂若しくは契約の終了について、規定された月数以前に通告が与えられない限り、契約は、自動的に更新されたものとみなされるものとする。

0.9.2. 紛争

a. 司法管轄権

契約に関して発生する一切の紛争若しくは意見の相違は、契約の目的に関して選定された居住地の場において適用されるべき法律の規定のもとに任せられるものとする。デザイナーにとって、彼の属する地域の裁判所が管轄権をもつ旨主張することは不必要である。

b. 調停

調停者は、契約当事者若しくは現地の規則、あるいは裁判所によって指定されることができる。国によっては、裁判所が優先権をもつことがある。

c. 調停の場所

調停の場所は、デザイナーが属する土地の司法管轄権によることができる。しかし、デザイナーが顧客を相手として訴訟を起す場合（支払いの不履行など）には、顧客の居住地の現地司法官に申し立てるのが適切である。しかし、この旨は、契約中に規定されていなければならない。

- d. 契約中の条項が関係法規に矛盾する場合には、それにかかわりのない条項は依然効力をもつものとし、契約当事者は、同主旨をもちかつ法律に合致する別の条項を以って無効となった条項に代えることに同意する。

0.9.3. 第三者に関係する紛争

生産若しくは流通の過程においてデザインの使用から第三者に対し発生した一切の法律上の紛争は、原告、被告の立場の別なく、プロデューサーによってのみ処理されるものとする。デザイナーが権利を彼の名のもとに保持している場合、あるいは、契約が使用权方式に基くものである場合には、デザイナーは、この趣旨を示すに必要な証拠を提示することによりプロデューサーを補佐する。

1971年7月

工業デザイン契約 (製作請負契約)

—家具デザイン料金基準書より—

1) 名称 _____ 所在地 _____ (以下「製造業者」という。) および

2) 名称 _____ 所在地 _____ (以下「デザイナー」という。) は、

次の契約を締結し、これに基づく権利および義務は、契約締結者双方の権利承継者にも適用するものとする。この契約は、同文の正本2通を作成し、双方の承諾の意思表示を明らかにするため、これに署名したものである。契約当事者はそれぞれ正本1通づつを所持する。

1) 契約対象

契約対象は、_____ とする。

契約対象の細目は、次のとおりとする。

a) 図面 _____

b) 説明 _____

c) 付属書類 _____

d) その他 _____ (例：登録番号、型式番号)

契約対象について更に新しい開発が行なわれた場合にもすべて当然にこの契約の対象となるものとする。

2) 契約地域

この契約の地理的な適用区域は、ドイツ連邦共和国/この契約の締結時における欧州経済共同体加盟国/次の諸国 _____ /全世界の区域とする。

3) デザイナーの責務

デザイナーは、製造業者に対し、製造業者の計算において契約対象を大量に生産し、および販売する独占的な権利を移譲する。デザイナーは、この契約の存続期間を通じて、契約対象を他の方法で提供し、譲渡し、または契約当事者の損害となるように第三者に対して図面の使用を許諾してはならない。デザイナーは、その任務を遂行するにあたって知り得た製造業者の秘密を他にもらしてはならない。

契約対象の変更は、他の契約当事者の同意を必要とする(著作権法第12条第1項)。製造業者による一方的な変更は、信義誠実の原則によりデザイナーが同意を拒絶することがありえない変更の場合を除いて、これを行なうことができない(1965年9月9日付の著作権法第12条第2項)。

大量生産にのせるために合目的なまたは必要な補完または改良については、それが契約対象の形態または種類に基本的な変更を加えることとなる場合を除いて、デザイナーは同意を拒んではならない。デザイナーは、契約対象に係るこれらの補完および改良を製造業者のため無償で実施する責を負う。ただし、基本的な変更となる場合は、適正な対価を支払わなければならない。

本条に規定するほか、変更については第6条に規定する対価契約の定めるところによる。

4) 特許権等

デザイナーは、当該デザイナーだけが契約対象に係る著作権／特許権／実用新案権を所有しており、かつ、これらの権利の全部または一部を他の方法で譲渡していないことを宣明する。デザイナーは、契約対象について第三者のいかなる請求権または権利の存在も確認されていないことを保証する。ただし、権利の瑕疵、とくに条件の不存在的保証については、その責を負わない。

契約対象は、次の申請および登録により、

a) デザイナーの所轄区裁判所において、意匠権として

b) ミュンヘンのドイツ特許庁において

1) 実用新案権として

2) 全部または一部を特許権として

保護されるものとなる／保護されている。(該当しないものを抹消すること)

これらの特許権等は、デザイナーに帰属するものとする。デザイナーは、製造業者またはその委託を受けた代理人(特許弁理士)と共同して、これらの権利に基づく請求権の行使にあたる。製造業者の側において生じた費用は、製造業者が負担し、製造業者は、さらに特許権等の登録および維持に要する費用を負担するものとする。製造業者は、模倣を防止するため、関係法令に定める措置を講ずる権限を有する。製造業者がこれらの権限を行使しないときは、デザイナーは、独立してこれらの権限を行使することができる。

デザイナーが第三者から契約地域の区域内において適用される特許権等を取得したときは、製造業者は、当該特許権等に適正な割合で参加してこれを利用するため、その取得費用の一部を負担することができる。

5) 製造業者の責務

製造業者は、デザイナーがその責務を十全に果たすようにするため、これに対し広汎にわたる情報を提供するものとする。情報提供の範囲は、製品の販売および製造によって得た経済上および技術上の資料および経験の全面に及び、かつ、製品の開発の時およびその後においても製品の改良と目的として継続的に行なうものとする。

契約対象の内容の質およびその実施については、デザイナーの同意を得るものとする。必要な場合には、製造業者の負担において、ひな形を作成するものとする。

製造業者は、完全な図面および報告を受け取り、かつ、デザイナーの承認を得た後、遅滞なく、遅くとも6カ月以内に、大量生産化および販売を開始しなければならない。

販売価格の計算および決定は、製造業者が行なうものとする。

契約対象の製造は、製造業者に限って行なうことができるものとする。製造業者は、自ら十分な製造能力を有していないときは、市場における需要を満たすため、第三者に通常実施権を許諾するものとする。通常実施権については、この契約の規定を準用する。

契約対象は、製造業者がデザイナーの同意を得て定めた質により、内容的に欠陥のない均一のものとして製造し、および販売するものとする。製品の販売は、デザイナーの同意を得て定めた表示により行なうものとする。

製造業者がこの契約の基礎となっている製品開発事業による新たな進展の過程において、契約地域の区域内において適用される特許権等を取得したときは、当該特許権等は、相互に対価を支払うことを要しないで、この契約の対象となるものとする。デザイナーおよび製造業者は、異議の申立てもしくは無効もしくは取消の療を提起すること等によりみずから契約対象に係る特許権等の効力を侵害し、または第三者による侵害を何らかの方法で支持してはならない。契約の存続期間の終了後においても、同様とする。

さらに、契約当事者双方は、受け取った報告および資料について契約の存続期間の終了後においても秘密を保持し、および使用人に対しても同様の義務を課さなければならない。

6) 責務の範囲および対価

B D I A、V D I DおよびV D Mが同意して定めたデザイン作成要綱(Design - Leistungsbild)の内容は、すべてこの契約の一部となるものとする。この要綱に従い、次のように定める。

責務の範囲	対 価
(余白)	(余白)

7) 公 表

契約対象に関する公表(たとえば、新聞、展示会、パンフレット等によるもの)は、常にデザイナーおよび製造業者双方の名称を冠して行なうものとする。

デザイナーは、自分がする公表のために、契約対象を無制限に自ら写真に撮影し、または他人をして撮影させることができる。

8) 権利および義務の譲渡

この契約に基づく権利および義務の譲渡は、契約当事者の書面による同意を要する。権利および義務の譲渡は、この契約の趣旨に合致し、かつ、その履行が保証されている場合には、これを拒んではならない。この場合は、契約当事者のいずれの一方も、この契約において定めているよりも不利な立場に立つようになってはならない。

製造業者が実質的に(たとえば、資本金額で少なくとも50%)参加している企業に対して権利を譲渡する場合には一方的に行なう場合にあっても、同意を要せずに有効とする。

契約の移転により履行される反対給付は、もっぱらデザイナーに帰属するものとし、この場合には、製造業者が参加している企業の売上高は製造者の売上高とみなす。

デザイナーは、製造業者に通告して、この契約に基づく債権を第三者に譲渡することができる。

製造業者が破産した場合には、契約対象は、「取戻権の附された」ものとする。

9) 契約の存続期間および解約告知

この契約は、契約当事者双方の署名により、効力を発生する。契約の存続期間は、次のとおりとする。

a) 年。存続期間は、契約当事者のいずれか一方が明示的に解約の告知を行わない場合には、自動的に1年間ずつ延長するものとする。解約告知期間は、歴年の半年の終りにおける6カ月とする。

b) 期限の定めがないもの。製造業者は、市場の状況からして製品化をする利益を期待できないと認められるときは、2カ月の告知期間を置いて、契約を解除することができる。

デザイナーは、次に掲げる場合には、2カ月の告知期間を置いて、歴年の各四半期において、契約を解除することができる。

a) ライセンスの収入が1歴年あたり マルクの金額に満たなかった場合。デザイナーは、解約告知を行なった時は契約対象について、第三者との間に他のライセンス契約を締結する用意があることを宣明することができる。

解約告知は、製造業者が告知を受領した後2週間以内に上記金額との差額を支払った場合には、効力を発生しない。

b) 第三条に規定する期間内に販売および製造に着手しなかった場合

契約の違約金条項の適用は、デザイナーが製造業者から広汎にわたる損害賠償を請求する権利が発生した場合に、これを行行使することを妨げない。

デザイナーは、次に掲げる場合には、告知期間を置かずにただちに契約を解除することができる。

- a) 製造業者が和解手続の開始を申し立てた場合または製造業者の財産について破産手続が開始された場合
- b) 製造業者がこの契約から生ずる債務、とくに対価等の決済、または契約対象の製造について負担する義務を履行することを、書面による督促があったにもかかわらず、3カ月間遅滞した場合

製造業者は、ライセンス料の支払い義務の如何にかかわらず、契約の存続期間の終了後3カ月間は、存続期間の終了時までに製造した契約対象を販売する権利を有する。製造業者は、請求を受けたときは、デザイナーに対し在庫の契約対象をすべて工場渡し価格で商慣習に従った条件により売り渡さなければならない。

デザイナーは、毎年1回、秘密保持義務を負う計画士をして、製造業者のライセンス関係書類およびこれに付属する資料を検査させることができる。この検査に要する費用は、ライセンスを与えた者の負担とする。検査の結果が対価等の決済に対して200マルク以上デザイナーに不利となる場合には、検査の費用は製造業者が負担するものとする。支払遅滞の場合には、デザイナーは、すべての支払いについてその期日の到来した時からその時における公定歩合に2%を加算した利率による延滞利息を請求することができる。この延滞利息の額をこえては、遅滞による損害賠償の請求をすることができない。

製造業者は、契約関係の終了後においては、受け取ったデザインまたはその一部を利用し、そのデザインによって製造した道具、家具調度品のたぐいを販売してはならない。

10) 資料

デザイナーは、製造業者に対し、必要なすべての青写真の正本1通を無償で引き渡さなければならない。複本については、製造業者がその費用を負担するものとする。

契約対象の説明書(たとえば、図面、ひな型等)は、デザイナーの所有に属し、その請求があったときは、デザイナーに返還しなければならない。

11) 時効

この契約関係から生ずる請求権は、すべて原則としてその期日の到来後2年で時効により消滅するものとする。

12) 裁判籍および履行地

この契約の専属的な履行地および裁判籍は、デザイナーの所在地とする。

13) 契約の変更等

この契約(その法的効力は、個々の契約条項の法的存続の如何によらない。) または個々の契約条項は、書面による同意を得た場合に限り、これを変更し、または廃止することができる。

14) その他の取決め

(余白)

仲裁裁判所に関しては、法律の規定に基づいて、特別の契約が締結されている。

家具工業デザインの作成および報酬に関する要綱

1) 責務の範囲

デザイナーの責務および手数料は、契約対象（製品）に関する改良開発製品および継続的な管理を含む。ただし、改良開発製品は、契約対象に係る技術的および形式的な質について基本的な変更を加えることとなる場合を除くものとする。

- | | |
|--|-----|
| a) 製造業者が提供する情報に基づいてする計画策定方針の作成 | 20% |
| b) デザインの略図（細目の仕上げを除く。） | 30% |
| c) デザインの最終的な仕上げ（大量生産にのせるまでの細目の図面およびひな型の説明を含む。） | 50% |
| d) 困難な金具の開発。ただし、その作業が金属製造業者との間のライセンス契約により特別に定められていない場合に限る。 | 20% |
| e) すでに現存し、かつ、デザイナーが所有しているひな型の開発（大量生産にのせるまでの細目の図面およびひな型の説明を含む。この場合には、aおよびbの規定は適用しない。） | 50% |
| f) デザイナーが独自に所有しているひな型のデザインを更に進展させる場合。ただし、ひな型の質について経済的または形式的に基本的な変更を加えることとならない場合に限る。 | 20% |
| g) 計画策定方針の作成ならびに／または細目の図面およびひな型の説明について多額の費用を伴う開発作業（a、bおよびcに規定する手数料に附加されるもの） | 50% |
| この場合には、さらにこれに対応して基本報酬を徴収するものとする。 | |
| h) デザイナーが実施する市場開発および広告の方法による製品の管理、販売促進策等。 | 50% |
| この場合には、百分率による補償に代えて、日割の報酬により決済することができるものとする。 | |
| この場合の手数料の最低額は、1日あたり200マルクに諸経費を加算した額とする。 | |

本条における百分率は、基本報酬およびライセンス料の双方について、第3条の手数料表に掲げる手数料により算定するものとする。

2) 作業クラス

作業のクラスは、デザイン製品に応じて、次のように区分する。

クラス1—もっぱら手工業の企業で製造する家具（小工場製家具）の小規模生産。

- “ 2—各種の材質（木材、金属、合成物質）による小家具、座具および美術工芸品。
- “ 3—居間および寝室における高級用途のための箱形家具（たんす、戸棚など）、台所用家具、各種のシステム家具、高級質の家具、取付けシステム家具。
- “ 4—居間および寝室用の標準型の箱形家具、スウェーデン式台所用家具。すなわち、豊富な品数が期待できる品目のすべてのもの。

3) 手数料表

	製品クラス			
	1	2	3	4
基本報酬 (デザイン1個につき)	?	500-2,000	1,500-5,000	1,000-3,000
特許権等使用料(ロイヤリティ)				
100,000まで	10%	5%	4%	3%
100,000 -500,000	5%	3.5%	3%	2%
500,000 -2,000,000	3%	3.5%	3%	2%
2-5百万	2%	2.5%	2%	1.5%
5-10百万	2%	2.5%	2%	1.5%
10百万以上	1.5%	2%	1.5%	1%

手数料は、ネットの帳簿価格に運賃および包装代を加算したもの(割引き、プレミアム等を除く。)により算定するものとする。

売上高の段階は、1971年における価格構成を基礎とする。連邦統計局の調査により、工業的に生産される家具について10%をこえる価格の上昇または下落があった場合には、売上高の段階はこれに応じて変更する。この変更は、連盟から通知するものとする。

比例による売上高の段階は、契約対象の実際の製品売上高(年間売上高ではない。)について適用するものとする。

中間的な段階の設定は、契約当事者双方の同意を得た場合に限り、認めるものとする。

基本報酬を支払わない場合には、ロイヤリティは10%を加算するものとする。

4) 支払い

基本報酬は、各々のデザインごとに、デザインの最初の略図の提出および受領の後に支払うものとする。この場合においては、その作業が同一のカテゴリの中においても差異がある(個別のひな型であるか、その集合であるかによって)ばかりでなく、個性的な相違もあることを考慮して、これに従事した者の各々についてある程度のアローワンスを設けるようにしなければならない。

基本報酬は、売上高が500,000マルクをこえたときは、その半額をロイヤリティの支払いから控除できるものとし、その残額は費用の弁済に要する金額として返還を請求することができない。デザインについての通常のオプションの期間として必要な10カ月を経過した後は、その時まで製造業者または販売業者が大量生産化に着手していない場合には、返還請求権は消滅する。

手数料は、月ごとに出荷数を基礎として決済し、毎月の20日までに前月分について支払わなければならないものとする。支払いおよび決済は、すべてデザイナーの所在地に対して履行しなければならない。製造業者は、決済の段階において、契約対象に係る販売価格を明示しなければならない。決済には、計算書の写しを添付しなければならないものとする。

5) 費用の弁済

旅費および電話料についての負担は、次のとおりとする。

生産の開始までは、デザイナーの負担

生産の開始以降は、製造業者の負担

広告費およびマーケティング管理費用ならびに純粋なコンサルティング活動については、製造業者が負担するものとする。

BDIA — 草案

1971年7月

工業デザイン契約およびデザイン作成要綱に関するコメント

家具および調度品産業におけるデザイナーの活動に関するこの条件は、構成員であるBDIAおよびVDIDの連盟の側ならびにドイツ家具工業連盟の側の協力により作成されたものである。この条件は双方の側で承認されたものであり、これら連盟の加入者においてこれを採用することが望ましい。これについては、カルテル局に適用除外の取扱い（弊害を伴わないことの証明）を申請している。

これら連盟の加入者は、次の事項を遵守することが望ましい。

契約当事者については、民法（BGB）の規定により、商談の段階から双方に明示義務が成立する。情報を不十分しか提供しない場合には、損害賠償請求権が発生する結果となることがある。共通に目標としている成果を達成するうえからは、相互に信義誠実の義務を守ることが必要である。契約当事者双方が果すべき責務についてできる限り具体的な説明を設けるようにしなければならない（デザイン作成要綱）。

果すべき責務が純粋なコンサルティング活動であって、特定の製品を対象としない場合には、雇用契約を締結することが望ましい。この場合には、個別の工作ではなく、コンサルティングが前面に出ることとなる。

その他の場合には、契約は、製作請負契約とみることができる。

デザイン製品の完成品の売渡しが行なわれる場合には、売買契約を締結することができる。手数料は、これらのすべての場合を通じて、デザイン作成要綱によって取決めることができる。

契約は、双方の請求権を確保するため、各々が所持する契約書に契約当事者双方が署名しておくことが必要である。

デザイナーは、その活動によって、企業の業績に対する責任の重要な部分を分担することとなる。デザイナーの活動は、企業にとっては、多額の費用の支出に結びついている。デザイナーは、その活動および商談にあたっては、経営全体の中において責任あるファクターであるとともに、費用のファクターであるに過ぎないことも考慮しておかなければならない。

製造業者は、デザイナーから特別の精神的な作業を期待している。この作業に対しては、算定が可能な費用のファクターとして承認し、これに応じて適正な対価を支払わなければならない。この場合には、創造性および現在の知識水準を再開発し、維持することの必要性を正当に評価しなければならない。デザイナーは、その作業に対して適正な対価の支払いを受ける場合に限って、企業のために最高の活動を実際に行なうことができるものである。

デザイナーは、企業の企画グループとのチーム作業に依存している。この場合、後になってからでは誰の創案によるものかを正確に確定することができない事柄も往々にして生ずる。このことによって、デザイナーが金銭的に、また法律関係で不利な取扱いを受けることとなってはならないが、このような作業方法によらなければ、情報の流れが妨げられ、そのため作業の成果もおぼつかなくなる。他方、デザイナーは、企画グループの作業をあらかじめ承認するとともに、その全体を把握することができる場合には、手数料の決定にあたってこれを考慮しなければならない。

デザイナーの職業上の業務に関する ADI 規則

序

この規則は、デザイナーと個人、企業あるいは団体との関係について適用されるものであり、また、職業上確立された組織をもたず、かつ、それに伴うべき職業の報酬規定をもたないデザイナーの活動の基準となることを意図するものである。

第1条。(業務の領域)

インダストリアル・デザインに関係する職業的業務とは、工業生産を目的とする物品の計画を対象とする。

第2条。(業務の拡張)

工業生産を目的とする物品の計画に関する業務には、次にかかげる事項が含まれる。

事前の検討ないしは研究、新製品の全般的な特徴を表現するためのデザインないしは模型、模型を製作するためのデザインならびに製品に関する技術を明確にする指示、プロトタイプに関するデザインをおこなうこと、あるいはかかるデザインを進展させることに助力すること、プロトタイプの製作に助力すること、生産のための実施設計を進展させることに助力すること、生産のための設備一式のチェック、生産に関する全般的な助言。

第3条。(業務の段階別分割)

報酬の総額は、前条に列挙された各々の項目の別に、次の比率に従って分割される。

a) 事前の検討ないしは調査	8%
b) 新製品の全般的な特徴を表現するためのデザインないしは模型	20%
c) 模型や製作するためのデザインならびに製品に関する技術を明確にする指示	30%
d) プロトタイプに関するデザインをおこなうことあるいはかかるデザインを進展させることに 助力すること	15%
e) プロトタイプの製作に助力すること	8%
f) 生産のための実施設計を進展させることに助力すること	9%
g) 生産のための設備一式のチェック	5%
h) 生産に関する全般的な助言	5%
合 計	100%

第4条。(料金 — その支払方法)

契約により各々異なる支払実行方式の別により、料金は、次の4つの方式に分類される。

- a) 百分率による料金。売上げの総額に比例する。
- b) 従量料金。協定による数量単位に比例する。
- c) 当事者間の任意協定による料金。その場合に適した方法で決定される。
- d) 時間による料金。従事した時間に比例する。

第5条。(補償されるべき費用)

料金支払の方法の如何を問わず、業務依頼者は、次の費用を業務受託者に対し必ず支払わなければならない。但し、第12条の定めによる場合を除く。

- a) 旅費、食費、宿泊費。居住地にしてかつその業務を補助する者の存する土地を離れて過した時間に対する手当。その他これに付帯する費用。
- b) 業務を補助する者の費用。ならびに、その他一切の外部支払いの費用、あるいは、事業所以外の場所で作業を行なうことに伴う行為の費用。
- c) 印紙代。登記の費用。業務契約の費用。法人あるいは個人に課せられる税金。所得に関し一般に課せられる税金。
- d) 手書き清書の費用。タイプ代。外国語翻訳の費用。作品ならびに設計図書の第2部目からの複製。写真代。印刷代。製本代。郵送料。電話代。電報代。型枠。見本。模型の費用。
- e) 官公庁、公証人もしくはこれらに類する機関に対し業務受託者から送付された議事録。報告書。設計図書の認証費用。
- f) 職人の費用若しくは必要な作業の手段の費用。調査。試運転。技術調査。管理。法律上の手続き。およびこれらに類する行為の費用。
- g) 材料試験の機関あるいは学術団体に納入すべき賦課金。通常使用していない技術機械もしくは科学機器の使用料。任務をおびた業務受託者ならびにその協同作業中には、鉄道、船舶、航空路その他による旅費は、一等料金を基準として補償される。(鉄道により夜間旅行し寝台車を利用する場合には、その経費を追加する。)

一般道路經由にて旅行する場合には、私有の乗用車、原動機付車輛、あるいは借り上げ車輛の別なく、通常のキロメートル料金を基準として、経費の全額が補償される。

第6条。(料金の支払いと経費の補償)

この報酬規定の定めにより業務受託者に帰属すべき料金と補償金は、その受託者に対して任務を与えた業務依頼者が全額負担するものとする。

業務受託者は、補償を受けるべき経費の想定額について、業務依頼者側から、支払いを確実にするための前途金を受け取る権利を有する。いずれにせよ、業務受託者は、業務依頼者の名によって彼のもとに経費に対して前渡しされた補償金を、請求の日から15日以内に自己のものとする権利を有する。

業務受託者は、また、業務の途中においても請求書発行の日から1ヶ月以内に、その請求書発行の時点において彼の許で展開ずみの職業上の作業に対し彼に帰すべき報酬の90%までの額の枠内で、この報酬規定にもとづいて彼に帰すべき料金の前途支払いを業務依頼者の側から受ける権利を有する。業務受託者は、この請求書と共に、仮請求計算書を必ず提示しなければならない。残額については、業務の終了の日ならびに最終的な請求書の提示の日から2ヶ月以内に互に清算しなければならない。

業務依頼者がその発注した業務に関して仲裁法延あるいは専門家の判断をおおぐ場合には、前以って算定されてある

経費と報酬金をあらかじめ保証金として積み立てなければならない。

支払いの義務あるにもかかわらず支払いのない金額については、業務受託者に有利になるよう、業務依頼者の費用負担により、その後再度の請求書発行なしにかつ未払金凍結処分することなしに、上記の期限以後、3段階増進させた法定利率を適用する。

第7条。(緊急の業務)

業務が特別の緊急性を以って明確に要請された場合には、この報酬規定によって予期される料金は、当事者によって別途協定ない限り、20%増大される。

この増額の要求は、任務の受け入れの際業務依頼者に伝えられねばならず、また、業務依頼者自身によって明白に否定されない場合に受け入れられたものと理解される。

第8条。(共同作業)

ある作業が業務依頼者から集団として結合されている複数のデザイン業務従事者に発注された場合には、この規則の適用により生ずる報酬の全額が各人に支払われる。

集団の構成は、作業の割合ての際前以って明白に確認されるものとする。

第9条。(業務依頼の取消し、制限、中断)

業務依頼が取消される場合には、その業務受託者が原因でない限り、業務依頼者は、料金ならびになされた仕事および既に準備された仕事に関する費用の補償金に加え、依頼した業務と取消しの対象に含まれていて着手されていない部分の料金の20%を業務受託者に対し支払う義務を負う。但し、損害を与えることになる金額は全額支払うものとする。

業務の途上において業務依頼者から通告された当初業務の制限は、当初依頼のあった業務から同様の方法を以って除外された取消し部分に等しいものとみなす。

業務の途上業務受託者とは無関係の原因によって業務が中断されることは、依頼された任務を失なうことにつながるものではない。いずれにせよ、かかる業務の中断が1ヶ年以上に及ぶときには、業務受託者は、取消しと同様の措置をこうじる権限を有する。

第10条。(時間による料金)

時間が評価の主たる要素であり、かつ百分率あるいは従量による報酬規定が従って適用できないような性質を通常もつような業務については、時間を基準とし、業務従事予定表に基づいて料金を評価し算定する。

この方式は、特に、業務依頼者を代表して業務を行なう場合に適用されるが、次にかかげる各種の事業の開始と展開に関しても用いられる。

- a) 第2条の対象とする業務に属さない各種の調査。
- b) 第2条の対象とする業務に属さない事前の検討ないしは研究。
- c) 官公庁において管理実務を展開すること、業務依頼者もしくはその利益を代表する者と協議あるいは情報伝達のための会合を行なうこと、計画を承認しあるいは許可を与えること、その他の業務に対する報酬。
- d) 百分率あるいは従量によって報酬を受けるべき作業が業務受託者の通常の居住地以外において展開されなければならない際、昼間もしくは夜間の往復のために費された時間。

業務依頼者を代表して業務を行なう場合の報酬は、1時間単位（端数は1時間とみなす）をもって任務を受けた業務受託者に属する。業務受託者が他の助力を求めなければならない場合には、その助力各々について別途補償を受ける権利をもつ。

業務依頼者を代表して業務を行なう場合の料金は、次にかかげる額を最低額として定める。

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| a) 業務受託者に対して1時間 | 5,000リラ |
| b) 免許所持者にして業務受託者と協同作業を行なう者に対して1時間 | 3,000リラ |
| c) その他の補助的業務者に対して1時間 | 2,000リラ |

実質的に効果を伴いつつ最大規模の職業上の業務の場合以外、24時間につき12時間以上を対象とすることはできない。但し、旅行のため実際に費された時間は除くものとする。

身体に著しく不快な条件下で行なわれる作業については、本条に定める報酬額は、最高50%まで増加させることができる。

第11条。（当事者間の任意協定による料金）

業務受託者による作業が、その業務の対象とする事柄の経費、価値あるいは量のいずれとも直接の比例関係をもたずまた権能の迅速なる処理のために費された時間とも直接関係ない場合には、料金は、当事者間の任意の協定によって設定される。料金の決定に当っては、業務の対象の技術上および経済面からの重要性、業務に伴なう義務と適用の範囲、ならびに業務が帯びる責任について、その業務受託者の権威と資格についてと同様に、考慮せねばならない。

その場に応じた方法によって計画する場合、一般的な協議助言、あるいは、次にかかげるその他の業務もしくはそれに類するものについては、当事者間の任意協定によって評価する。

- 生産、構造あるいは設備のいずれかについて、工業面、商業面あるいは経済面から調査すること。市場調査あるいは統計的調査。プログラム作成に関する調査。その他。
- 製造のプロセスに関する実験、試行あるいは検討。労働のサイクル。寸法一式の試験と証明。
- 作業の合理的組織化の検討。
- 仲裁のための仲介。示談。
- 口頭、電話もしくは郵便によって行なう助言一般。
- 第12条b項に定める表に示された最低量を下まわる経費の作業に関する職業上の業務。
- 不在、疾病もしくは死亡した他の業務受託者によって行なわれた研究あるいは計画を有効にすること。但し、業務依頼者の側から権利の所有者に対する著作権に関する払い込みを除く。

第12条。（百分率による料金）

工業生産を意図した物品の計画に関する料金は、その業務が関係する生産の経費ならびに価値に対しその本質的実存が比例関係にある職業上の業務について、百分率を以って決定される。

百分率による料金には、業務受託者に委託された任務の遂行の代償としてその業務受託者に与えられるべきもの全てを含む。また、事務所の経費、事務所雇用員の費用、外注費、事務用品費、複写費用、設計費は、任務の展開に直接必要な金額をその業務受託者が負担する。

但し、第5条および第9条にその経費について規定されているところの補償の対象となるべき当然起りうる金額は、上記金額に加えて業務受託者に支払われなければならない。

また、その作製について業務依頼者の予算上の承認を必要とする模型を作製しなければならない時には、その製作費は業務依頼者が負担する。

a) 業務従事の重要度 業務受託者がその業務に従事することの意味の重要度は、作業の複雑に対する度合いにかんがみて評価するものとする。業務に決定的に介入する場合の100%から、付随的あるいは補助的に介入する場合の10%までの間を変動させる。

b) 生産の価値を函数とした百分率の決定 百分率の決定は、別表に定める価値に応じ、生産の価値を函数としてなされる。

• 卸売り価格について算定された年間生産額に対する百分率。正味金額、即ち、市場価格より減額されたものを基準とする。

3.13%	50,000,000 リラ
3.11%	100,000,000 "
3.05%	200,000,000 "
3.00%	300,000,000 "
2.95%	400,000,000 "
2.89%	500,000,000 "
2.84%	600,000,000 "
2.79%	700,000,000 "
2.73%	800,000,000 "
2.68%	900,000,000 "
2.63%	1,000,000,000 "

c) 業務の報酬額 業務の報酬総額は、従って、業務が総合的なものであるか部分的なものであるかについての考慮、デザイナーの介入の重要性についての考慮、生産の価値を函数とする百分率の考慮、の3つを決定することにより得られる。

第13条。(工業生産を意図した物品に関する著作権と独占権)

製品化された物品の認知された著作権者である権利は、設計者に属する。かかる権利は、譲渡されることができない。著作権者は、特許取得の場合にはその特許に、またその物品が直接には商業的でない各種の目的のために展示され、刊行物に掲載されあるいはなんらかの方法によって公けにされる際はその都度、著作権者である旨表示されなければならない。著作権者は、その作品のいかなる変形化、変更あるいは実質的な修正をも妨げる権利を有する。

別途協定ない限り、数量、場所および期間上の制約なしにその製品を製品化する権利は業務依頼者に属する。

業務依頼者が2ヶ年の期間内あるいは別途に定められた期間内に適切に製品化しない場合には、適切なる事前の通告を行なうことによってその契約の解消を要求することができる。別途協定ないかぎり、その物品の特許取得あるいは独占的な開発利用一般に関する権利は、業務依頼者に属する。著作権者は、詐欺の場合を除き、如何なる場合にも、第三者からの独占製品化の要求、あるいは、その物品そのものもしくは類似の物品の製品化の要求に応じることはない。

(以上)

デザインの利用に関する認証

デザイナー.....と企業.....との間に締結された私文書

序:

I. デザイナーは、この証書№.....に添付された写真と両当事者の署名ある設計図書に明示された計画.....のデザインの創造者であり、唯一の所有者である。

II. このデザインは、また、供託手続№.....による特許権.....の対象とするところである。法律のもつ一切の効果と主旨に従い、両当事者間において証書頭書として次の如く定める。

a. 年月日の期日以後、デザイナーは、企業.....に対し、添付の写真および設計図書にあるそのデザインを独占的に利用することを認める。この主旨は、イタリアの領土全てについて有効である。(但し、デザイナーが外国における生産もしくは販売について第三者と合意した旨追って通告するまで、企業.....は輸出を任意に行なうことができる。)

付則 I) この規定は.....ヶ年の期間、即ち.....年の末日まで有効とする。

b. 上記の独占利用の許可に関し、企業はデザイナーに対し、前記のデザインを利用した製品の卸し売り価格にて算定した価格表の価格(即ち市場価格より減額されたもの)を基準として、その.....パーセントを支払う。百分率による最終金額の予定金額を算定の上、企業.....は、.....の期日以後、デザイナーに対して、各(三半期若しくは四半期)の終りに、(三半期若しくは四半期毎の)推定額.....リラを支払う。各年度の末日には、それに関する売上げ報告書を添え、清算を行なうものとする。

企業.....は、請求書の写しと、利用を目的として譲渡された模型に従って製造された家具の販売に関する説明書をデザイナーに対し送付する義務を負う。

c. 企業.....は、最初の2年間、即ち、.....から.....までの間に最低.....個の販売を保証する。

従って、デザイナーに支払われるべき最低報酬額は、企業が販売を実現するしないの事実に関係なく、上に定められた最低個数に基いて算定するものとする。

企業.....は、デザイン、技術上の一切の詳細指示、ならびに製品のよりよい製品化に必要なものとして行なわれる修正を絶対的に尊重しつつ.....を製造する義務を負う。なお、修正については、デザイナーの書面による承認を要するものとする。デザイナーは、.....の完全なる製作を監理しかつ適切なる改善について助言を与える権利をもつものとする。

上記の.....の生産についての第三者との紛争は、企業.....が専ら措置するものとする。

この契約の有効期間中にこのモデルの模倣者に対してその都度両当事者が措置をとることを合意・決定した法律上の行動は、企業の費用を以ってこれを行なうものとする。但し、デザイナーは密接に協力し介入するものとする。

d. 企業.....は、.....を第三者の名義によって製造することなく、また、デザイナーのデザインをもととしてその製品の模倣品あるいは類似改変品を製造させもしくはその製造を見すごさない旨の義務を負う。

e. この独占利用の認証は、既に定められた如く.....年間の有効期間をもつ。しかしながら、当事者のいずれも

が認証の期間終了日から4ヶ月の期間内に郵送受取りつきの書留便にて解消を通告しない限り、同条件のもとに1ヶ年延長されたものと解される。引続く早度においても4ヶ月の期間内に解消通告ない場合、同様の解釈を適用する。

- f. 企業.....は、展示、公表若しくは刊行物に掲載の際には、計画立案者の氏名を明示するものとする。
- g. この文書の登録の費用は、企業が負担するものとする。

Milanoにて、 年 月 日

デザイナー：

生産者：

任 務 依 頼 書

デザイナー と企業 との間に締結された私文書

この私文書を以って、次のように規定し合意する。

1. 顧客は、デザイナーおよびその共同作業者に対し、.....を計画するよう依頼する。
2. デザイナーは、.....までに計画を提出する義務を負い、顧客は、その受領から8日以内に受領若しくは却下を決定する。却下されたデザインについては、いかなる権利も顧客に帰属しないものとする。
3. デザイナーは、計画の作成と実施のため必要な次の如き事項一切を行なう義務を負う：
業務依頼者が指定する者と協議すること、工場において生産の手段を検討すること、模研と見本の製作の面倒をみかつ生産の開始に先立って必要な修正を行なうこと。概略計画が承認され返還されてから30日以内に最終計画を提出すること。顧客の側は、デザインと模型の作成のために必要な一切の資料をデザイナーに調達しなければならない。かかる資料は、絶対に秘密扱いを受けるものとする。
4. 実行された業務に対する報酬は、卸売り販売のための価格表に示された価格の30%の百分率を以って決定される。実現されたデザイン若しくは模型は、顧客の所有にかかるものとし、顧客はそのデザインもしくは模型を自己の費用を以ってデポジットするものとする。但し、著作者としてのデザイナーを明示しなければならない。
企業が上に定められた期限内にその模型を製作に移さない場合には、.....リラの額を以って相互に合意の上決定された経費を企業はデザイナーに対して支払うものとする。このことは、デザイナーが企業から将来この件に関しなんらかの支払いを受ける権利をさまたげるものではない。この計画もしくはそれに付随する設計図書に関する権利、およびそれらを自由に使用する権利は、一切企業に属さないものとする。

